

市では、財源確保と、地域経済の活性化を図ることなどを目的に、市広報紙「広報とめ」と市ホームページに、民間企業などの広告を有料で掲載しています。

広報とめ

【概要】▼規格 毎月1日号(茶・黒の2色刷り、A4判32ページ前後)▼発行部数 毎月2万9600部▼配布範囲 市内全世帯、関係機関、事業所

【掲載期間】平成26年5月1日号から平成27年4月1日号まで(各月の1日号のみ・全12号、1カ月単位、複数月にわたる掲載も可能)

- 【掲載対象】次の業種別禁止基準以外の企業や商店など
- 1 風俗営業などの規制および業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業
 - 2 風俗営業に類似する業種
 - 3 消費者金融業者
 - 4 ギャンブルに係る業種
 - 5 社会問題を起している業種や事業者
 - 6 法律の定めのない医療類似行為を行う者



【図1】広報とめ広告掲載イメージ



【図2】ホームページ広告掲載イメージ

- 7 古いなどに関する業種
- 8 興信所・探偵事務所など
- 9 民事再生法および会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- 10 市の市町村税を滞納している事業者(法人にあつてはその代表者を含む)

市ホームページ

【概要】

▼規格 XHTML1.0 Transitional

▼アクセス数 月平均4万件

【掲載期間】平成26年5月1日の午前9時から平成27年4月30日の午後5時まで(1カ月単位・複数月にわたる掲載も可能)

【掲載位置・枠数】▼規格 1バー広告/テキスト広告※

※横182ピクセル。必要に応じてこの枠内で広告枠を2分割することも可能▼広告の枠数(4ページ)※4枠▼枠内右上に「広告」と記載

広告主の公式ホームページのトップページへのリンクも可能▼広告の位置※ホームページの最下部に配置▼広告の1枠の大きさ※縦60ピクセル×横120ピクセル▼形式※GIF、JPEG

▼データ容量※4KB以下※テキスト広告は、文字数全角で30字以内、文字色、書体などの指定はできません▼広告の枠数 毎月10枠(5枠×2段)

共通事項

【申し込み】 広報紙・ホームページとも、広告の掲載を希望する場合(金額や掲載までの日程などを含む)は、市が契約している広告掲載代理店へ直接申し込み、またはお問い合わせください。

【広告掲載代理店】川内印刷株式会社(登米市追町森字平柳258)

☎0220(22)3388

FAX0220(22)3994

✉kwp@coraloon.jp
室(広報広聴係) 総務部市長公室(広報広聴係) 0220(22)2090

一人でも悩まないで
人権特設相談所を開設

登米人権擁護委員協議会では、人権問題で悩んでいる人のため、次の会場で年2回「人権特設相談所」を開設します。どこの場所でも相談できます。相談は無料。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。電話での相談も受け付けています。

【開催日】5月30日(金)、12月10日(水)

【開催時間】午前10時〜午後3時

【開催場所】▼東和総合支所(3F委員会室、中会議室)▼米山総合支所(2F庁議室、第2会議室)▼津山老人福祉センター(1F保健指導室、健康相談室)※右記以外でも、毎週水・木曜日の午前10時から午後3時まで、法務局登米支局(登米市登米町寺池桜小路70-2)で相談を受け付けています。

【問い合わせ】登米法務局 ☎0220(52)2070

ご存じですか?
市民活動総合補償制度

【市民活動総合補償制度とは】

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市では市民活動総合補償制度を設けています。この補償制度は、自治会や市民活動団体などの公益的な活動中のけがや、第三者を負傷させた場合、財物に損害を与えた場合など、不慮の事故を救済するためのものです。

保険料は、市が負担し保険会社と契約します。皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。

【対象となる市民活動】

▶ 市内を拠点として継続的および自発的に行う社会貢献活動で、無報酬で行う公益性のある活動。

※無報酬とは、労働の対価を得ていないことをいいます。昼食代、交通費の実費程度は報酬には含まれません。

▶ 市が主催・共催で行う市民活動に類する事業または行事で、市民が無報酬で参加する活動。



■補償制度対象となる主な活動

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	
2 社会福祉・社会奉仕活動	清掃活動、防犯・防火パトロール、ボランティア活動、野焼きを伴う活動、婦人会活動、子ども会活動など
3 青少年健全育成活動	
4 市主催事業などへの参加・手伝い	
5 地域社会活動	

※活動の場所から活動者の居住地までの往復の通常経路による移動中のもの、補償制度の対象となる市民活動を行うための会議や準備活動を含む。

補償制度の対象とならない主な活動	宗教・政治・営利を目的とした活動、学校行事、火災など緊急時の活動、趣味として行うスポーツ活動や文化活動、自動車事故など
------------------	---

※この補償制度は、全ての事故を対象とするものではありません。補償も一定水準のものであり、必要に応じて民間の保険などに加入してください。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課(市民協働推進係) ☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164

ご利用ください
教育相談

学業、不登校、いじめ、問題行動、子育てなど、子どもについてのいろいろな悩みを抱えている人へ。教育研究所では、経験豊かな専門のカウンセラーを配置し、教育相談を行っています。相談は無料。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。相談専用電話もご用意しています。

【相談時間】①午前10時〜10時50分 ②午前11時〜11時50分 ③午後1時〜1時50分 ④午後2時〜2時50分 ⑤午後3時〜3時50分

【相談場所】市視聴覚センター2階「教育相談室」
※来所の際は、直接2階の相談室前でお待ちください。
【相談方法】面接相談、電話相談でも電話による予約が必ず必要です。
【予約時間】月曜日〜金曜日(祝日を除く)午前8時30分〜午後5時
【相談専用電話】☎0220(22)8125
【予約・問い合わせ】市教育研究所 ☎0220(22)8029

■カウンセラーによる教育相談日

相談日	
5月	12日(月)、19日(月)、26日(月)
6月	16日(月)、23日(月)
7月	7日(月)、14日(月)、28日(月)
8月	4日(月)
9月	1日(月)、22日(月)、29日(月)
10月	6日(月)、20日(月)、27日(月)
11月	10日(月)、17日(月)
12月	1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)
1月	19日(月)、26日(月)
2月	2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)
3月	2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)